

令和2年1月調査

裁判員制度の運用に関する意識調査

令和2年3月

最高裁判所

目 次

本報告書を読む際の注意	3
I 調査の概要	5
II 調査結果の概要	7
1 裁判員制度の周知状況	7
(a) 裁判員制度の実施について	7
(b) 裁判員制度の内容	7
(c) 裁判員に選ばれる可能性	7
2 裁判員制度の周知媒体	8
3 裁判や司法への関心度	9
4 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象	10
5 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ 4の印象を持つことになった原因	11
6 裁判員制度の実施により期待すること	12
(a) 裁判がより公正中立なものになる	13
(b) 裁判がより信頼できるものになる	14
(c) 裁判所や司法が身近になる	15
(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる	16
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる	17
(f) 事件の真相がより解明される	18
(g) 裁判の手續や内容がわかりやすくなる	19
(h) 裁判が迅速になる	20
(i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる	21
7 現在実施されている裁判員制度の印象	22
(a) 裁判がより公正中立なものになった	23
(b) 裁判がより信頼できるものになった	24
(c) 裁判所や司法が身近になった	25
(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになった	26
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった	27
(f) 事件の真相がより解明されている	28
(g) 裁判の手續や内容がわかりやすくなった	29
(h) 裁判が迅速になった	30
(i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった	31

8	裁判員制度についてQ 7の印象を持つことになった原因	32
9	裁判に参加する場合の心配や支障となるもの	34
10	裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）	37
11	裁判員として刑事裁判に参加したいか	39
12	裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報	40
13	刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか	42
14	制度開始前・実施への期待・実施後の変化	43
15	【性別】【年齢別】【職業別】の経年変化（Q 3, Q 11）	46
16	集計結果表（Q 1, Q 2, Q 4, Q 5）	56
III	調査票（付：今回調査単純集計結果）	65
	標本抽出方法	73

[本報告書を読む際の注意]

- 1 nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
- 2 質問の種類を示す記号は次のとおりである。

M. A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問 (Multiple Answer の略)。
このとき回答計およびM. T. (Multiple Total の略) は回答数の合計を回答者数 (n) で割った比率であり、通常その値は100%を超える。

【回答票】: 回答の選択肢を列記した「回答票」を示して、その中から回答を選ばせる質問
- 3 数値結果 (%) は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。
- 4 統計表等に用いた符号は以下のとおりである。

0.0 : 表章単位に満たないが、回答者がいるもの
— : 回答者がいないもの (グラフ中の記載は略)
- 5 職業別の分析で、「その他」は回答者が少なく誤差が大きいため、分析の対象としていない。
- 6 小計の値は、各選択肢の表章されたものを合算しているもので、回答数を合算したものから算出した場合と一致しないことがある。

I 調査の概要

1 調査目的

裁判員制度に対する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

2 調査項目

- (1) 裁判員制度の周知状況
- (2) 裁判員制度の周知媒体
- (3) 裁判や司法への関心度
- (4) 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象
- (5) 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についての印象を持つことになった原因
- (6) 裁判員制度の実施により期待すること
- (7) 現在実施されている裁判員制度の印象
- (8) 裁判員制度についての印象を持つことになった原因
- (9) 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの
- (10) 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）
- (11) 裁判員として刑事裁判に参加したいか
- (12) 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報
- (13) 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

3 調査対象

- (1) 母集団：全国20歳以上の者
- (2) 回収数：2,000人
- (3) 抽出方法：層化2段無作為抽出法

4 調査時期

令和2年1月11日（土）～2月2日（日）

5 調査方法

調査員による個別面接聴取

6 調査実施機関

株式会社 日本リサーチセンター

7 性・年齢別回収数

	男性	女性	合計
20～29歳	119 (6.0%)	113 (5.7%)	232 (11.6%)
30～39歳	143 (7.2%)	137 (6.9%)	280 (14.0%)
40～49歳	183 (9.2%)	176 (8.8%)	359 (18.0%)
50～59歳	155 (7.8%)	152 (7.6%)	307 (15.4%)
60～69歳	157 (7.9%)	164 (8.2%)	321 (16.1%)
70歳以上	209 (10.5%)	292 (14.6%)	501 (25.1%)
計	966 (48.3%)	1,034 (51.7%)	2,000 (100.0%)

Ⅱ 調査結果の概要

Ⅱ 調査結果の概要

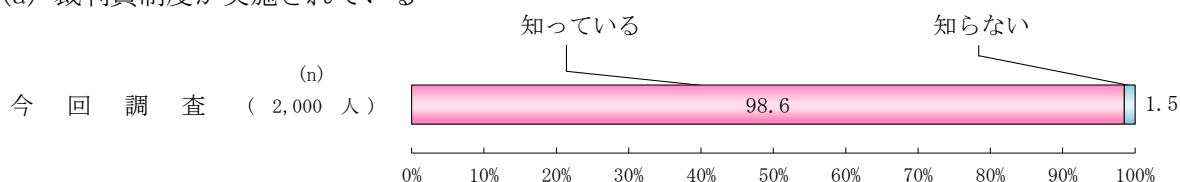
1 裁判員制度の周知状況

(a) 裁判員制度の実施について

Q1 【回答票1】あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。

※項目ごとに「知っている、知らない」の2つから回答を選択してください。

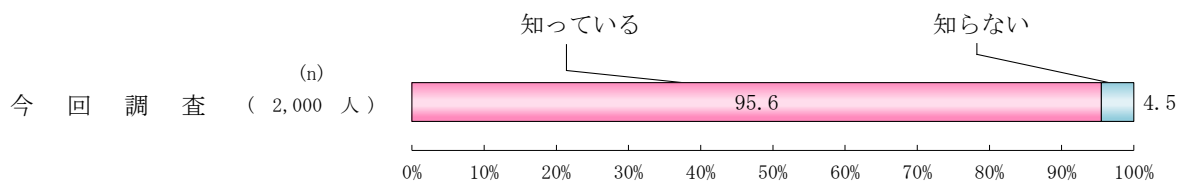
(a) 裁判員制度が実施されている



裁判員制度が実施されていることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が98.6%、「知らない」は1.5%となっている。

(b) 裁判員制度の内容

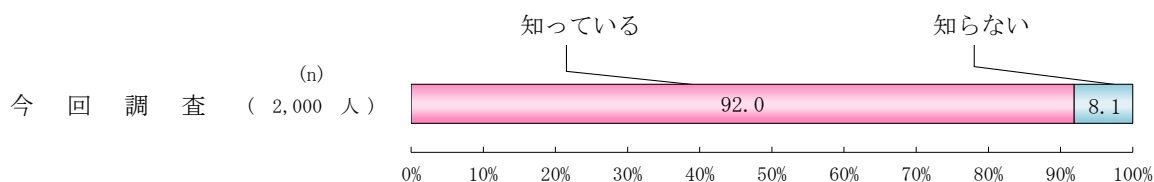
(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である



裁判官と一緒に有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度であることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が95.6%、「知らない」は4.5%となっている。

(c) 裁判員に選ばれる可能性

(c) 20歳以上で選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある



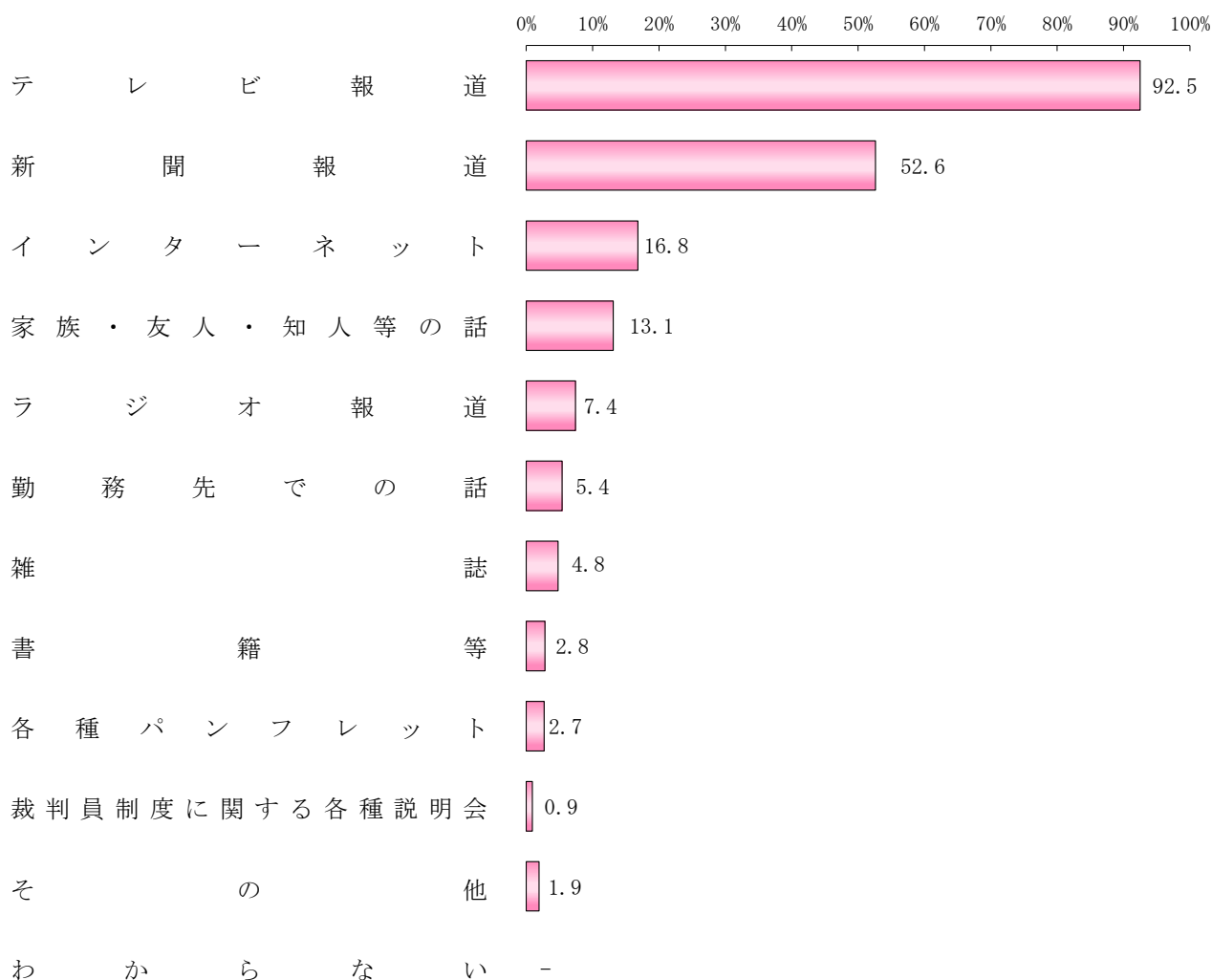
20歳以上の有権者であれば、原則として誰でも選ばれる可能性があることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が92.0%、「知らない」は8.1%となっている。

※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は56頁を参照。

2 裁判員制度の周知媒体

【Q1でひとつでも「1知っている」と回答した人にQ2～Q10を聞く】

Q2 【回答票2】では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。
当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



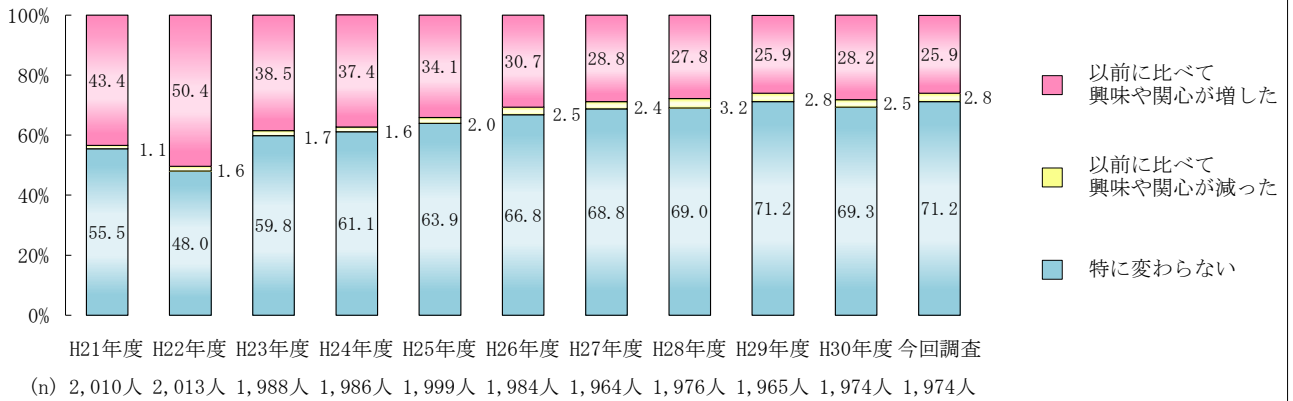
(n=1,974人, M.T. = 201.0%)

裁判員制度を知っている人に、何から知ったかを聞いたところ、「テレビ報道」をあげた者の割合が92.5%と最も高く、以下、「新聞報道」(52.6%)、「インターネット」(16.8%)、「家族・友人・知人等の話」(13.1%)、「ラジオ報道」(7.4%)などとなっている。

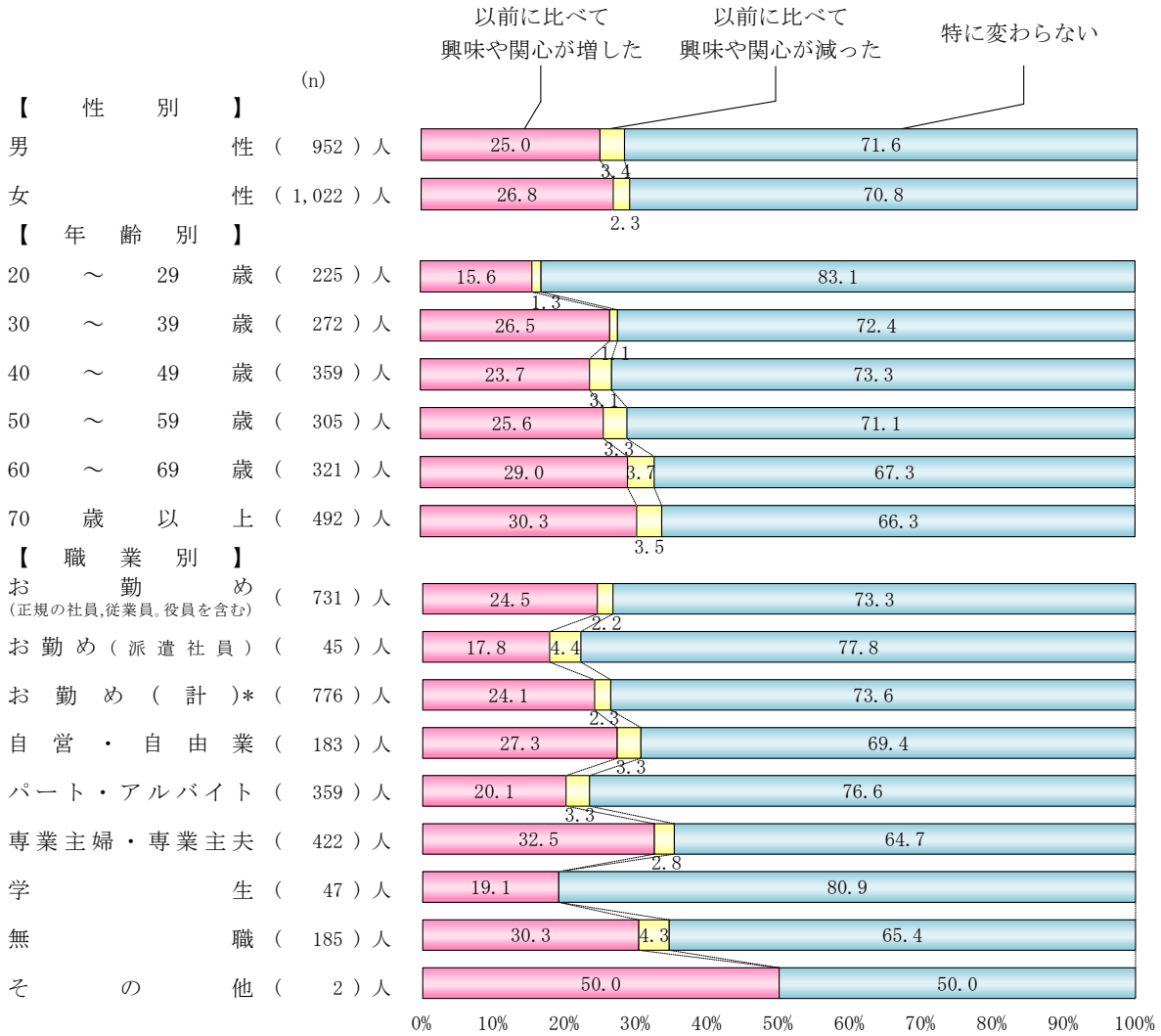
※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は57頁を参照。

3 裁判や司法への関心度

Q3 【回答票3】 裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。



裁判員制度が開始されてから、裁判や司法に対する興味や関心が変わったかについて聞いたところ、「以前に比べて興味や関心が増した」と答えた者の割合は25.9%、「特に変わらない」は71.2%、「以前に比べて興味や関心が減った」は2.8%となっている。

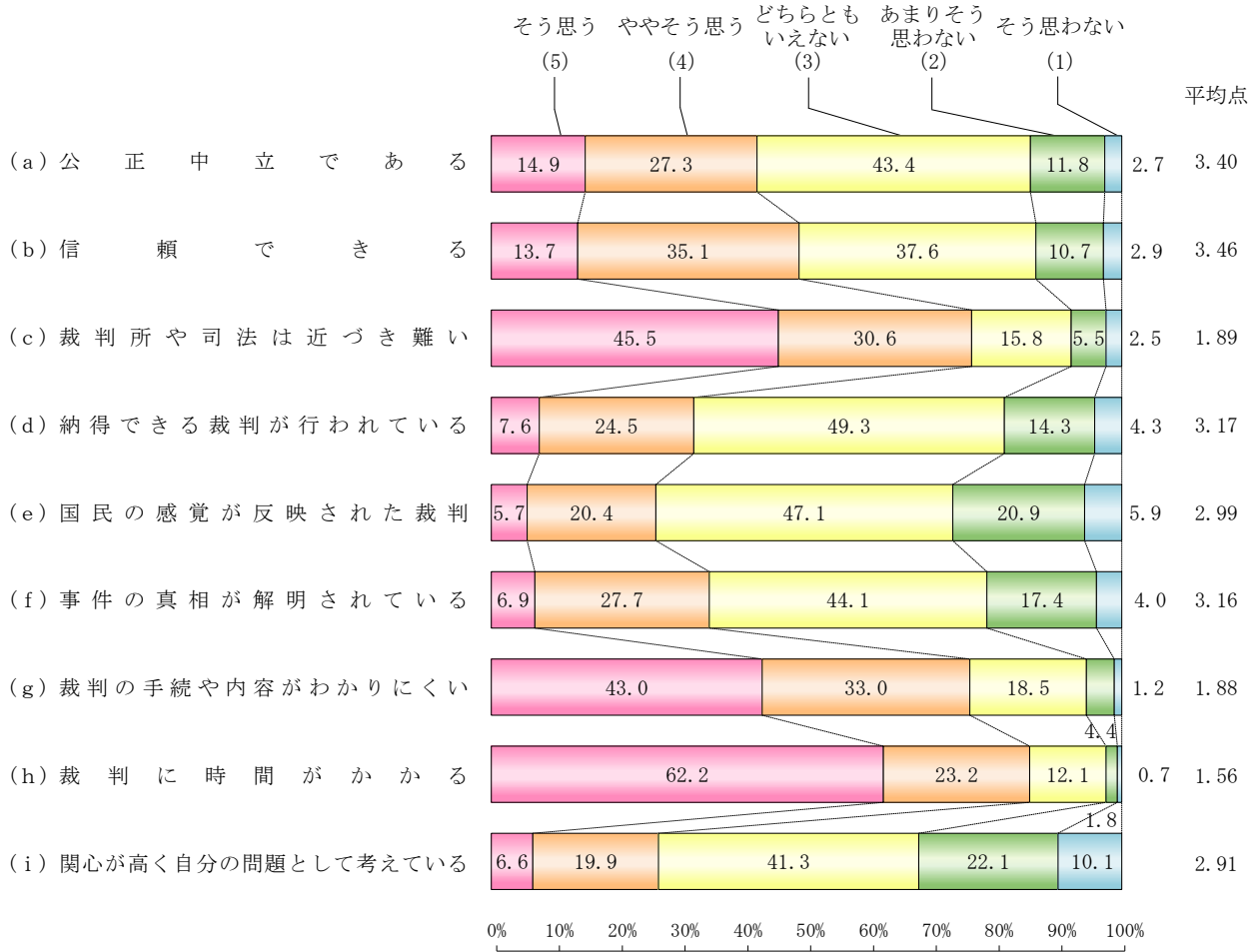


*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員, 従業員, 役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

「以前に比べて興味や関心が増した」と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上が最も高くなっている。職業別では、専業主婦・専業主夫が高くなっている。

4 裁判員制度が始まる前の刑事裁判の印象

Q 4 【回答票 4】あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。



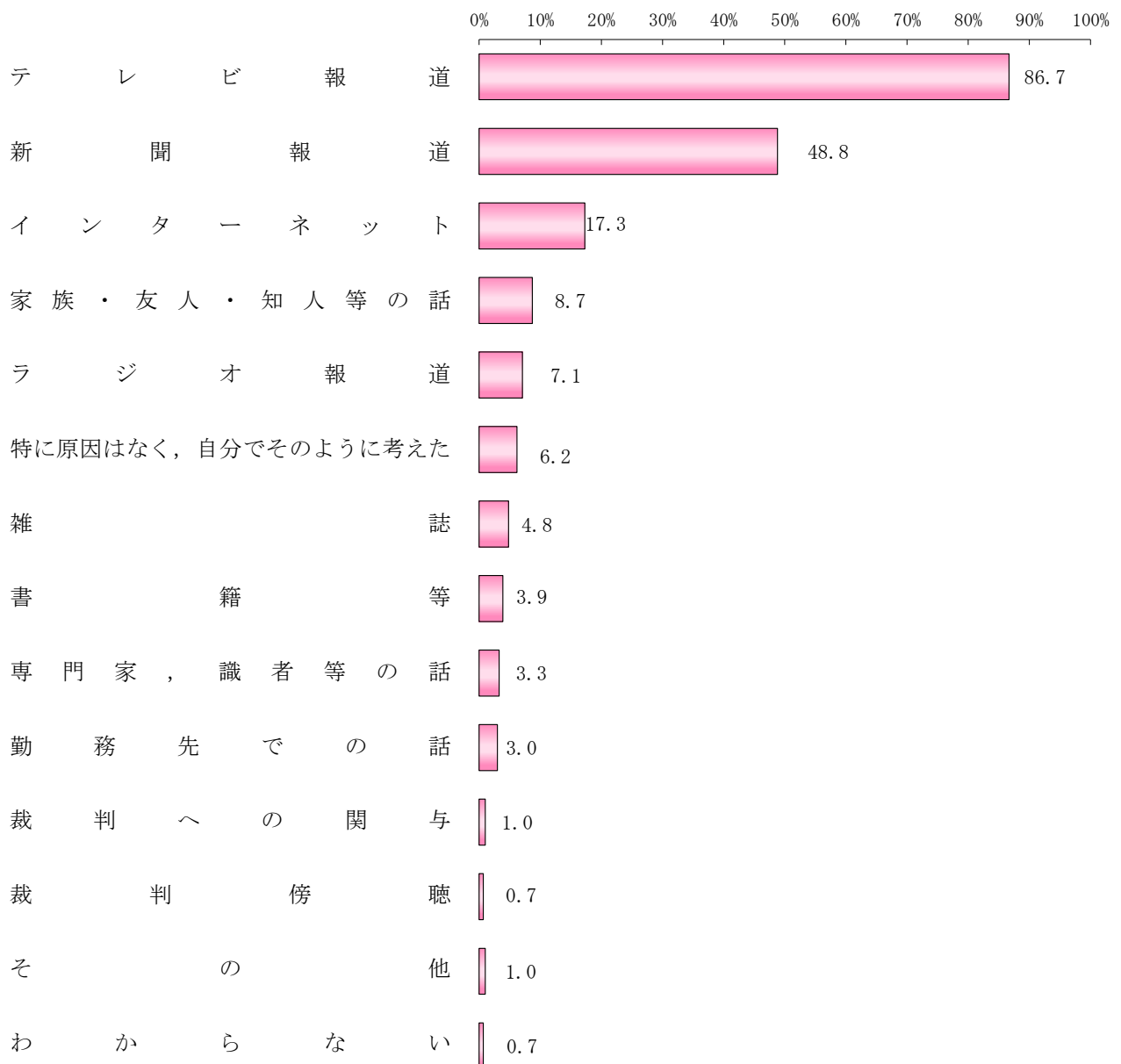
※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。ただし、(c) (g) (h) は点数の順が逆になっている。

裁判員制度が始まる前に、刑事裁判に対してどのような印象を持っていたか、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かった項目は、『信頼できる』(3.46点)となっており、以下、『公正中立である』(3.40点)、『納得できる裁判(判断)が行われている』(3.17点)、『事件の真相が解明されている』(3.16点)、『国民の感覚が反映された裁判(判断)がされている』(2.99点)、『刑事裁判や司法などの公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている』(2.91点)となっている。『裁判所や司法は近づき難い印象がある』(1.89点)、『裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい』(1.88点)、『裁判に時間がかかる』(1.56点)の項目は平均点が低くなっている。

※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は58頁以下を参照。

5 裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ4の印象を持つことになった原因

Q5 【回答票5】あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



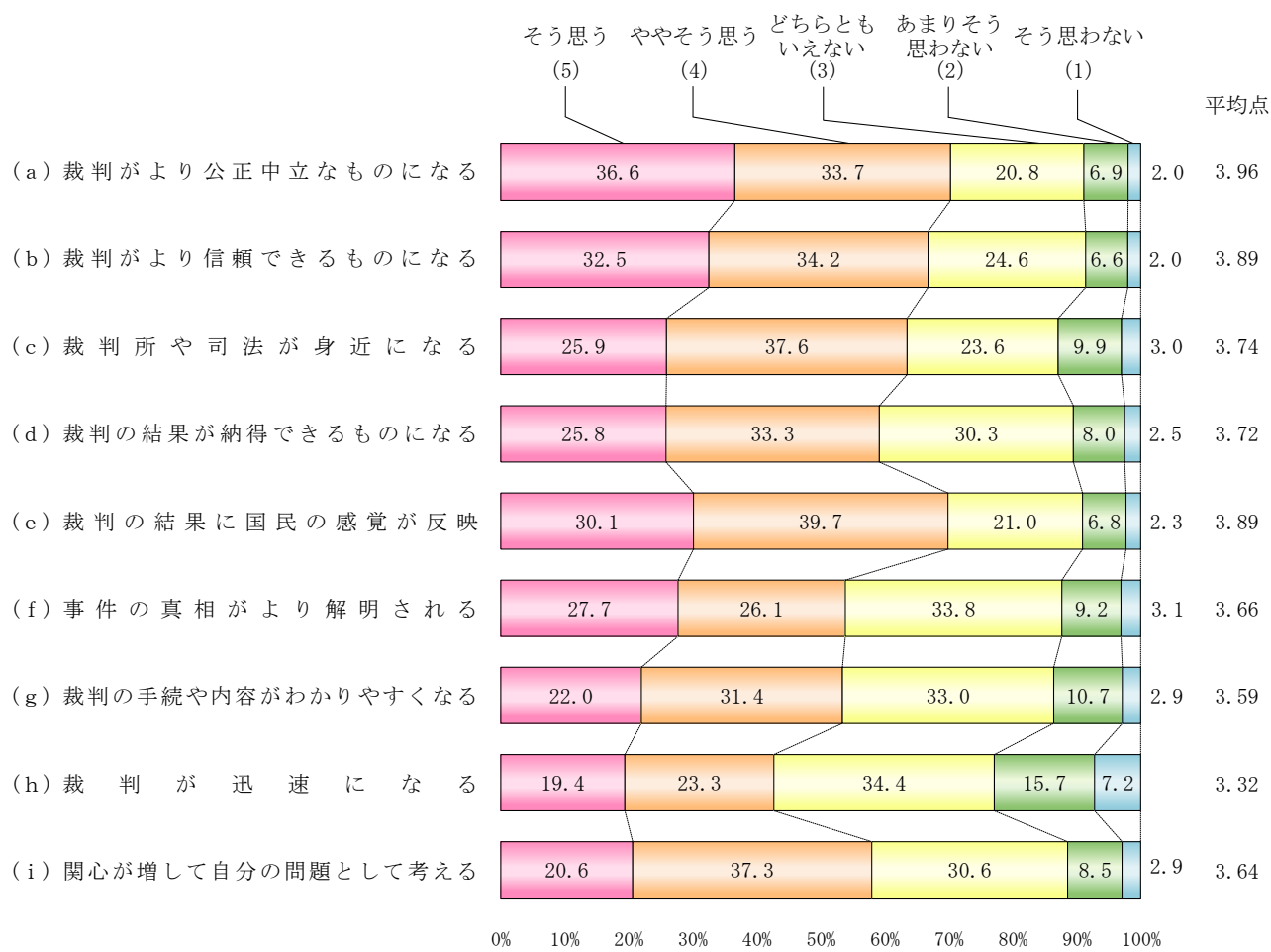
(n=1,974人, M.T. = 193.2%)

裁判員制度が始まる前の刑事裁判についてQ4の印象を持つことになった原因を聞いたところ、「テレビ報道」が86.7%と最も高く、次いで「新聞報道」が48.8%であった。以下、「インターネット」(17.3%)、「家族・友人・知人等の話」(8.7%)、「ラジオ報道」(7.1%)、「特に原因はなく、自分でそのように考えた」(6.2%)などとなっている。

※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は63頁を参照。

6 裁判員制度の実施により期待すること

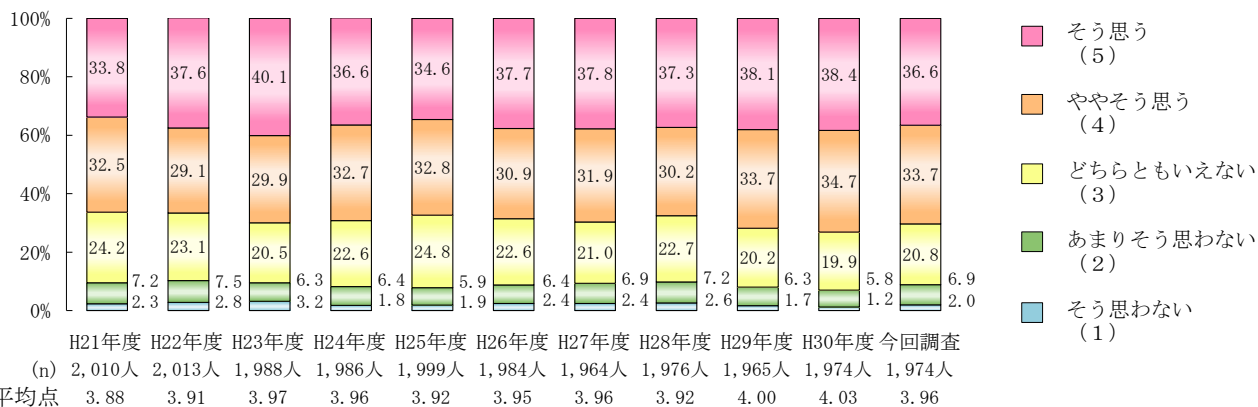
Q 6 【回答票6】あなたが裁判員制度の実施により、期待することは何ですか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。



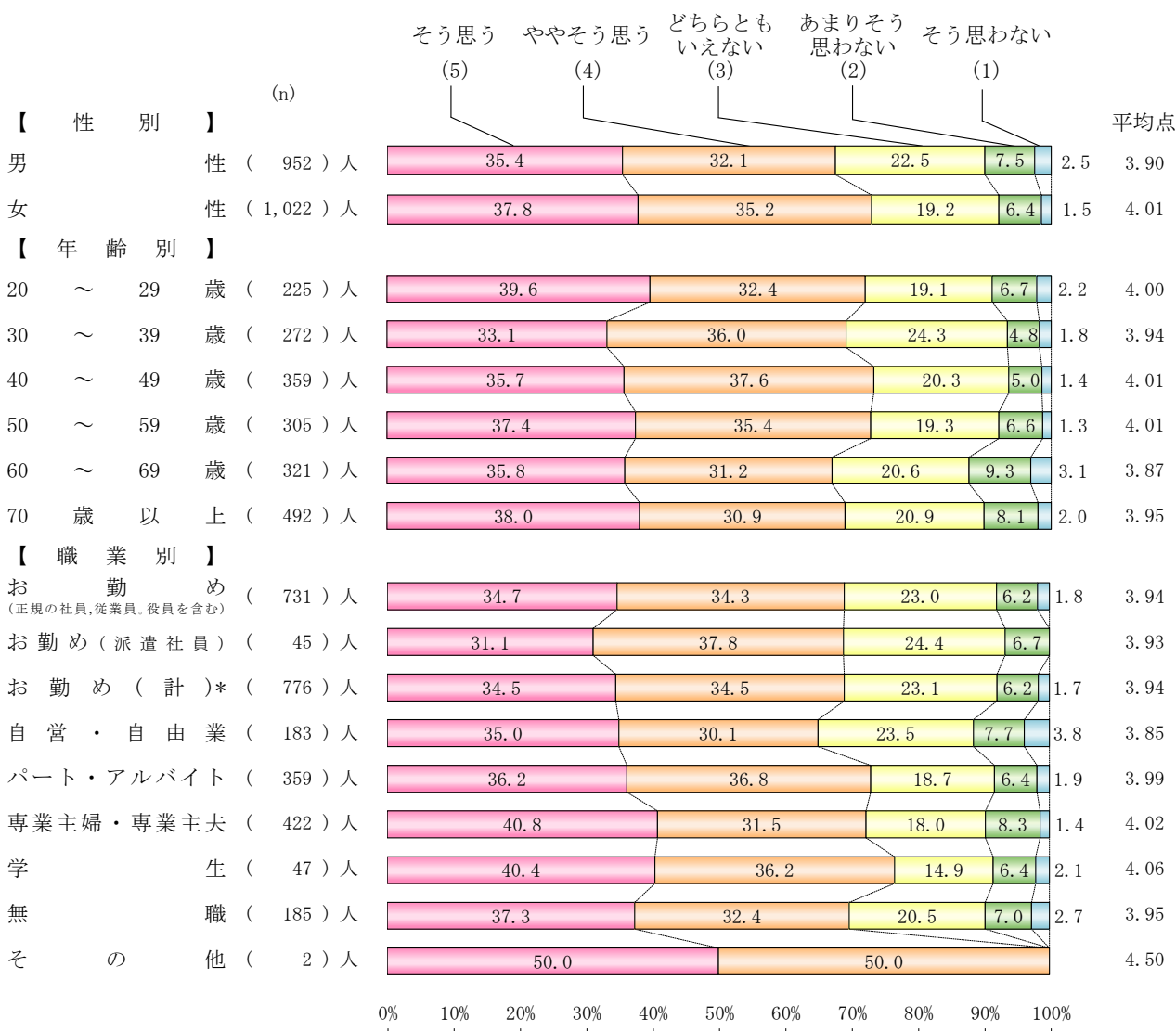
※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

裁判員制度の実施により期待することを、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かった項目は『裁判がより公正中立なものになる』(3.96点)となっており、以下、『裁判がより信頼できるものになる』(3.89点)、『裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなる』(3.89点)、『裁判所や司法が身近になる』(3.74点)、『裁判の結果(判断)がより納得できるものになる』(3.72点)、『事件の真相がより解明される』(3.66点)、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる』(3.64点)、『裁判の手續や内容がわかりやすくなる』(3.59点)、『裁判が迅速になる』(3.32点)となっている。

Q 6 (a) 裁判がより公正中立なものになる



裁判員制度の実施により『裁判がより公正中立なものになる』ことに対する期待では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は70.3%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は8.9%となっている。



*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別、職業別では、大きな差はみられない。